

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 13 条 2 項に
基づき、以下の通り公表します。

2023 年 3 月末現在

◆ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【 管理職に占める女性労働者の割合 】

45.7%

【 男女の賃金の差異 】

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	60.7%
正職員	58.3%
パート・有期雇用職員	65.6%

付記事項

- ・対象期間：令和 4 事業年度（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）
- ・賃金：通勤手当等を除く。

◆ 職業生活と家庭生活との両立

【 男女の平均継続勤務年数の差異 】

1.0 年（ 男性 7.3 年 、 女性 6.3 年 ）